



宍粟市妊婦健康診査費助成事業のお知らせ

宍粟市では、妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査を受診する場合に、14回までの受診費用の一部を助成します。

対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ・ 妊婦健康診査の受診日において、宍粟市に住所を有する人
- ・ 母子健康手帳の交付を受けている人。
※母子健康手帳の交付には、妊娠届出書などの妊娠が確認できるものが必要です。

対象の健診

14回までの妊婦健診で、医療保険各法による療養及び医療の給付が行われないもの。

助成内容

- ・ 助成回数は14回以内。
※本市に転入した人は転入日の妊娠週数により助成回数が異なります
- ・ 助成金額108,000円以内（令和7年4月1日以降の母子手帳交付者）
- ・ 助成金額93,000円以内（令和7年3月31日以前の母子手帳交付者）

助成方法

助成券を発行し、助成券方式または償還払方式で助成します。

助成券の交付枚数は次のとおりです。

- ・ 5,000円券14枚、1,000円券38枚（令和7年4月1日以降の母子手帳交付者）
- ・ 5,000円券14枚、1,000円券23枚（令和7年3月31日以前の母子手帳交付者）

【助成券方式】

助成券を受診する兵庫県内の医療機関(ただし、一部使用できない医療機関があります)に提出することで、妊婦健康診査費の一部を公費負担します。

【償還払方式】

助成券を使用できない兵庫県内の医療機関・里帰り出産等で兵庫県外の医療機関を受診する場合や、助成券を使用しなかった場合は、一旦、受診医療機関へ受診費用をお支払いください。

産後、未使用の助成券とともに市窓口で償還払を申請することで、受診費用の一部を助成します。

助成券の申請方法

妊娠届出時（母子手帳交付時）に申請手続きをご案内します。



償還払の申請方法

以下の書類を申請窓口へ提出ください。

- ・ 妊婦健康診査費助成金交付申請書兼振込依頼書（償還払申請書）
- ・ 医療機関又は助産院の発行した領収書（原本）
- ・ 診療明細書等の受診内容のわかるもの
- ・ 未使用の助成券
- ・ 母子手帳
- ・ 振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード）

※妊婦自身の口座名義ではない口座（夫等）を振込先に指定する場合、印鑑が必要です



申請窓口・お問い合わせ先

穴栗市保健福祉課 電話：0790-62-1000 （市役所北庁舎 3 階）

一宮保健福祉課 電話：0790-72-2100 （いちのびあ 1 階）

波賀保健福祉課 電話：0790-75-8800 （はがてらす 2 階）

千種保健福祉課 電話：0790-76-8600 （エーガイヤ 1 階）